

3 学習評価の円滑な実施に向けた留意事項

学習評価を円滑に実施するには、学習評価の方針等を生徒や保護者と共有し、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、教師の指導や生徒の学習の改善につなげることが大切です。



解説動画

◆ 評価の方針等の生徒や保護者への共有

教師と生徒が共に納得する学習評価を行うためには、評価規準を適切に設定し、評価の規準や方法について、教師と生徒及び保護者で共通理解を図るガイダンス的機能と、生徒の自己評価と教師の評価を結び付けていくカウンセリング的な機能を充実させていくことが重要です。

しかし、文部科学省の「学習評価の在り方ハンドブック」のコラムでは、評価に戸惑う高校生の意見が次のように紹介されています

先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をととても重視する先生もいるし、テストだけで判断する先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいのか、本当に分かりにくいんです。生徒の声

学習評価の方針等を生徒や保護者と共有することは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、次のことが期待できます。

○ 生徒

- ・各教科等において身に付けるべき資質・能力の具体的なイメージをもたせることで、生徒が学習の見通しをもち、自らの学習の調整を図るきっかけとなります。
- ・評価の結果をフィードバックする際、どのような方針で評価したのかを改めて共有することで、生徒は次の学びにつなげます。

※学習の計画や評価の方針を事前に示す際、生徒の発達段階等を踏まえ、適切な工夫をすることが必要です。

○ 保護者

保護者説明会等において、学習評価に関する説明を行うことは、保護者との共通理解の下で生徒への指導を行っていくことにつながります。

※内容として、例えば、各教科における成果や課題を明らかにする「観点別学習状況の評価」と、教育課程全体を見渡した学習状況を把握することが可能な「評定」の利点などが考えられます。

◆ 学校全体としての組織的かつ計画的な取組

各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重

要です。具体的には、例えば次のような取組が考えられます。

- ・評価規準や評価方法を、事前に教師同士で検討し明確化することや、評価方法に関する実践事例を蓄積し共有すること。
- ・評価結果の検討等を通じて、評価に関する教師の力量の向上を図ること。
- ・教務主任や研究主任を中心として、学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。

◆ 指導要録の改善

教師の勤務実態などを踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や生徒の学習の改善につなげることに重点が置かれ、国が示す参考資料では、次のとおり指導要録が改善されています。

- 小学校及び特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については、従前、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。

※評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述します。

- 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

※①については、文章で箇条書き等により端的に記述します。

※②については、通級による指導の対象となっていない生徒で教育上特別な支援を必要とし、個別の指導計画を作成している場合も同様です。